

総量削減義務と排出量取引制度における 都内中小クレジット*検証ガイドライン

*都内中小クレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号イの「都内削減量」をいう。

2026（令和8）年4月
（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

第1部	はじめに	1
第1章	本ガイドラインの目的等	1
1	本ガイドラインの背景	1
2	本ガイドラインの目的と位置付け	1
3	本ガイドラインの構成	2
第2章	都内中小クレジットの仕組み（概要）	3
1	基本的な考え方	3
2	都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方	5
3	都内中小クレジット発行のための全体フロー	6
第2部	検証の進め方	7
第1章	本制度における検証の概要	7
1	本制度における検証の基本的考え方	7
2	検証業務の流れ	7
3	検証の時期	10
4	東京都の認定	11
第2章	検証の計画	13
1	検証計画に関する書類の作成	13
2	検証スケジュールの作成及び提出	15
第3章	検証の実施	16
1	事前説明	17
2	検証チェックリストを用いた検証	17
3	一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証	20
4	検証機関による質問	22
第4章	検証結果のとりまとめと報告	23
1	検証結果のとりまとめ	23
2	検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定	23
3	検証結果報告書等の提出	24

A号様式 検証結果の詳細報告書

B-1号様式 都内中小クレジット検証チェックリスト

B-2号様式 都内中小クレジット 根拠とした図面等資料一覧表

C号様式 一次エネルギー消費量検証実施報告書

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的等

1 本ガイドラインの背景

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度において、総量削減義務を履行する手段には、自らの事業所における特定温室効果ガスの排出量を減らすほか、数種類ある振替可能削減量※を取得して総量削減義務に充当する方法もあり、振替可能削減量のひとつに都内中小クレジットがあり、本制度における「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、都内中小クレジットの確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した都内中小クレジットの正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

※振替可能削減量：条例第5条の11第1項第2号において、他の特定地球温暖化対策事業所における超過削減量、都内削減量、都外削減量、環境価値換算量等が定められている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先となる中小規模事業所が都内中小クレジットを条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）及び「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定しているかについて、検証機関が検証を行うための手順及び確認方法等を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、東京都に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。

また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

3 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的や概要等を記載したものである。

第2部は、都内中小クレジットの検証の進め方について示す。

第2章 都内中小クレジットの仕組み（概要）

1 基本的な考え方

都内中小クレジットを発生させることができる対象事業所と、都内中小クレジットとして発行可能な削減量及び発行申請が可能な事業者の考え方は、次のとおりとなる。

(1) 都内中小クレジットの対象事業所

都内中小クレジットの対象となる事業所は、中小規模事業所（原油換算エネルギー使用量が年間で1,500kL未満となる都内に設置する事業所等（テナント含む。））であって、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所とする。

(2) 発行申請が可能な事業者

都内中小クレジットの発行の申請者（以下「申請者」という。）になれる者は、「地球温暖化対策報告書」を作成及び提出する主体となる次の者とする。

ア 中小規模事業所の所有者（中小規模事業所の設備権限を有する者に限る。）

イ 中小規模事業所の使用者（中小規模事業所の設備権限を有する者に限る。）

(3) 都内中小クレジットの発行の条件

次の3つの条件を満たす者が、都内中小クレジットの発行を受けることができる。

ア 都内中小クレジットの対象事業所において、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上にエネルギー使用量を削減していること。ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が、本制度で規定する中小企業等（地球温暖化対策報告書の義務提出者は除く。）である場合は、一部、特例措置を設けるものとする。

イ 事業所範囲、エネルギー使用量について、登録検証機関の検証を受けていること。

ウ クレジット対象年度の地球温暖化対策報告書を提出していること。

(4) 発行可能な期間

都内中小クレジットの発行可能な期間は次のとおり

- ・ 第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）の削減量

知事が別に定める認定基準に規定する対策を実施した年度又は翌年度から5年間、発行可能となる。

- ・ 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減量
知事が別に定める認定基準に規定するエネルギー削減を実施した年度の翌年度か
ら第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の整理期間終了
時（令和13（2031）年9月末日）まで発行可能となる。

※ 令和12（2030）年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

2 都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方

(1) 算定範囲

都内中小クレジットを認定する事業所の範囲（以下「事業所範囲」という。）は、原則として東京都内に設置している「建物」又は「施設」単位とし、地球温暖化対策報告書制度で対象としている中小規模事業所と同一の事業所範囲とする。また、都内中小クレジットの算定の基準となる年度の算定範囲と都内中小クレジットの算定年度の算定範囲は、都内中小クレジットの削減量算定期間内において整合する必要があるものとし、基準となる年度と算定年度の事業所範囲が異なる場合は、都内中小クレジットの申請ができないものとする。

また、事業所範囲は、他の都内中小クレジットに係る申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

(2) 算定方法（認定可能削減量）

都内中小クレジットの認定可能削減量（都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量をいう。以下同じ。）は、基本的には、基準となる年度の一次エネルギー消費量と算定対象年度の一次エネルギー消費量の差分から、基準となる年度の一次エネルギー消費量に「2030年度の達成水準」を乗じて得られる量を減じた量を特定温室効果ガス排出量に換算した量とする。

なお、基準となる年度の一次エネルギー消費量、算定年度の一次エネルギー消費量等の定義は、都内中小クレジット算定ガイドライン第2部第2章1に記載するとおりである。

ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が、本制度で規定する中小企業等（ただし、地球温暖化対策報告書の義務提出者は除く。）である場合は、算定方法において、一部、特例措置を設けるものとする。

(3) 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

申請者は、都内中小クレジット算定ガイドラインに則って、自ら都内中小クレジットの認定可能削減量の算定を行い、都内中小クレジット削減量算定書（第2号様式）（以下「算定書」という。）等を作成する。認定可能削減量の算定においては、正確性と信頼性を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、一次エネルギー消費量算定書が本ガイドラインに則って算定されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある（詳細は、「都内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第1章2」参照）。

3 都内中小クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

都内中小クレジット発行のために必要な手続は、次のとおりである。

- ア 地球温暖化対策報告書にて基準となる年度の設定
- イ 認定可能削減量に係る一次エネルギー消費量算定書の作成及び検証の実施（詳細は、「都内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第12章」参照）
- ウ 東京都へ削減量の認定の申請（詳細は、「都内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第2章」参照）
- エ 都内中小クレジットの発行の申請（詳細は、「都内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第3章」参照）
- オ 東京都からの都内中小クレジットの発行

(2) 都内中小クレジットの有効期間

東京都への「削減量の認定申請」後、東京都から都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後に、当該通知結果を添えて、東京都へ「都内中小クレジットの発行申請」を行う。ただし、「削減量の認定申請」と「都内中小クレジットの発行申請」は、原則、同時に申請することとする。

東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）の削減量 第3計画期間及び第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）
- ・ 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減量 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）

※ 2030年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

第2部 検証の進め方

第1章 本制度における検証の概要

1 本制度における検証の基本的考え方

都内中小クレジット発行までの手順は、第1部第2章3 (1) のとおりであるが、本制度における都内中小クレジットの検証は、そのうちイの検証にあたるものであり、申請者が作成する算定書が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って作成されていることについて、第三者の立場で確認するものである。

本ガイドラインでは、検証業務が公平かつ円滑に遂行されるよう、検証の手順及び検証方法等を示すものとする。また、検証機関は「検証機関の登録申請ガイドライン」の内容を遵守していなければならない。

「都内中小クレジット算定ガイドライン」において、一次エネルギー消費量の算定は

- ・ 事業所範囲の特定
- ・ 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- ・ 燃料等使用量の把握
- ・ 一次エネルギー消費量の算定

といった手順で行うこととしている。

一方、本制度における一次エネルギー消費量の検証は、検証先の事業者により上記に沿って行われた一次エネルギー消費量の算定が「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であるかについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

検証機関は、検証業務を行うにあたり、本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

2 検証業務の流れ

都内中小クレジットにおける検証業務の流れは、特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインを準拠する。

(1) 都内中小クレジットの算定方法における特例措置への該当の有無

検証機関は、都内中小クレジットにおける検証を受任するにあたり、検証受任契約を締結する前に、利害相反回避の確認に加えて、都内中小クレジットの算定方法における特例措置への該当の有無を確認しておくことが望ましい。

(2) 検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを図 2.1 に示す。

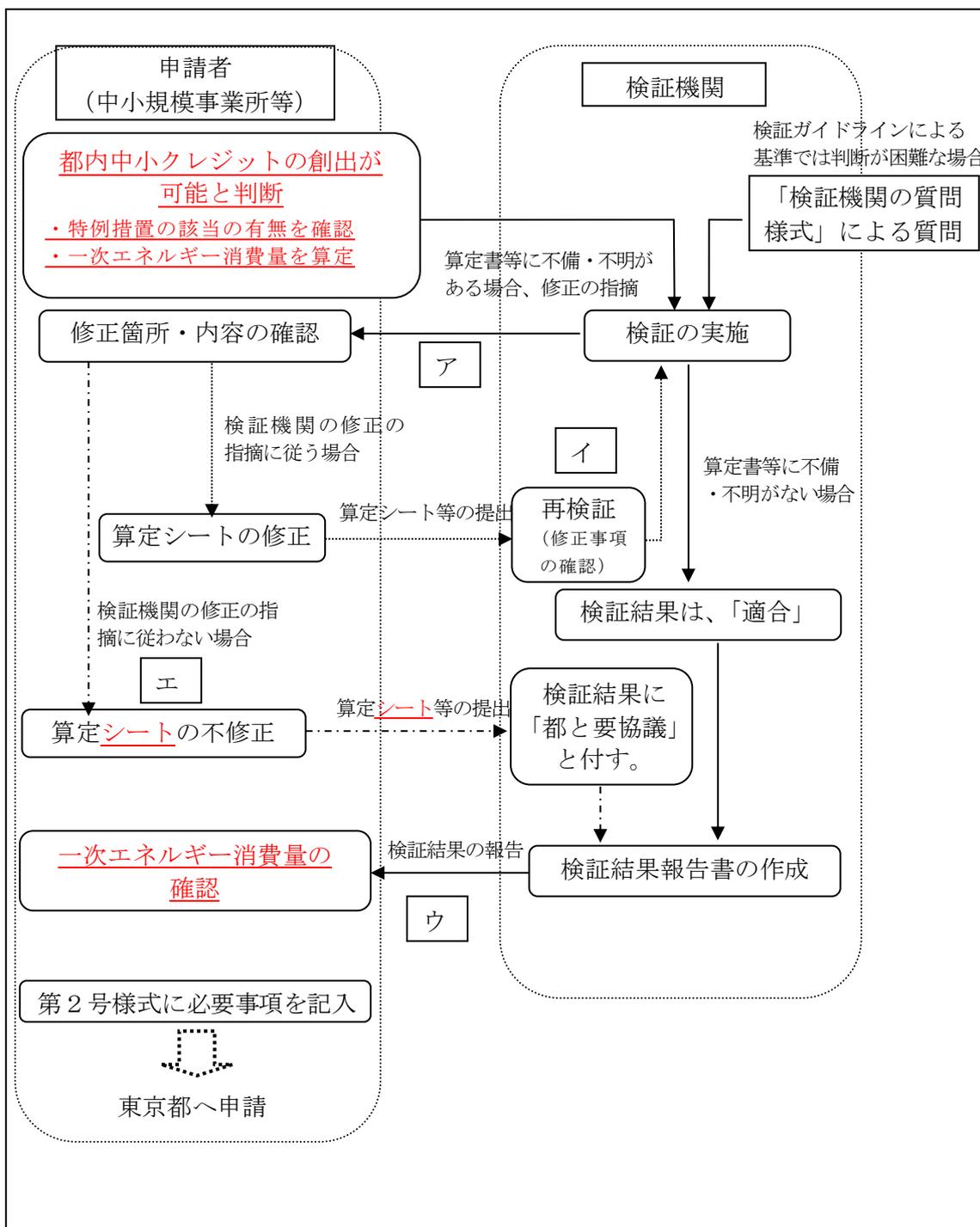


図 2.1 検証のフロー図

図 2.1 のアからエまでの詳細について、次に記載する。

ア 一次エネルギー消費量算定書に不備・不明があった場合の対応

検証機関は、「一次エネルギー消費量算定書」の内容が都内中小クレジット算定ガイドラインと整合していることを確認する。

整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、申請者に対し、「一次エネルギー消費量算定書」の内容を修正し、又は整合を確認するための根拠書類の提供を求める。

イ 再検証

申請者は、修正の要求に対して、「一次エネルギー消費量算定書」を修正し、又は「一次エネルギー消費量算定書」の内容と都内中小クレジット算定ガイドラインとの整合を確認するための根拠書類を準備した上で、検証機関に「一次エネルギー消費量算定書」を再提出する。

なお、申請者は、検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わないものとする。

ウ 検証結果の報告

検証機関は、検証の結果として「検証結果報告書」、「検証結果の詳細報告書」、「都内中小クレジット検証チェックリスト」(以下「検証チェックリスト」という。)(B-1号様式)及び「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)を作成し、中小規模事業所に提出する。

検証結果報告書は、検証機関が作成する中小規模事業所の総合的な検証結果を示した書類であり、「検証チェックリスト」(B-1号様式)及び「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)は、エネルギー使用量等に対する検証結果を示した書類である。

エ 一次エネルギー消費量算定書の不修正

中小規模事業所が検証機関からの修正の要求に応じなかった場合、検証機関の検証結果に「不備有り」又は「不明」の項目が残ることになり、東京都との要協議事項として報告される。

この場合、検証結果報告書の検証の結果は「東京都と要協議」となり、一次エネルギー消費量算定書の内容が本ガイドライン及び都内中小クレジット算定ガイドラインに適合するかどうかは申請者と東京都の協議に拠る。

3 検証の時期

申請者は、申請の要件を満たしていることを確認の上、一次エネルギー消費量算定書等の作成を行い、検証を受検する。

初回の検証は、初回の削減量認定申請時までに行うこと。なお、都内中小クレジットには有効期間がある（詳細は、第1部第2章 3（2）参照）ので、その有効期間を過ぎてからの削減量認定申請はできない。

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲又は燃料等使用量監視点を変更する場合は、改めて基準となる年度の検証を受ける必要がある。

検証は毎年度行うことも、複数年度分をまとめて行うこともできる。

次に、基準年度の翌年度から5年間（第4計画期間であれば令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となる。）を算定年度としたアからウまでの例を示す。なお、イ及びウは、初回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、かつ、削減量認定申請を毎年度行う場合の例である。

ア 算定年度5年度分（基準年度含む。）の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例

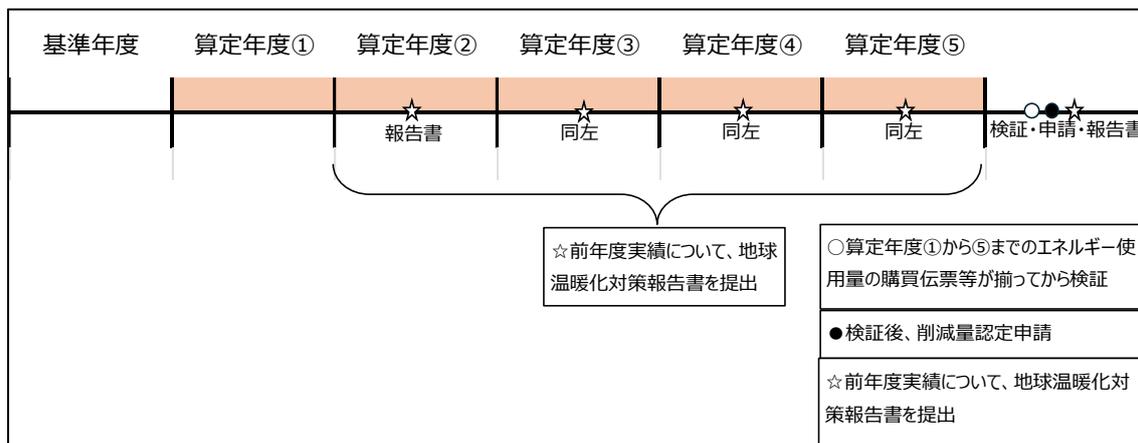
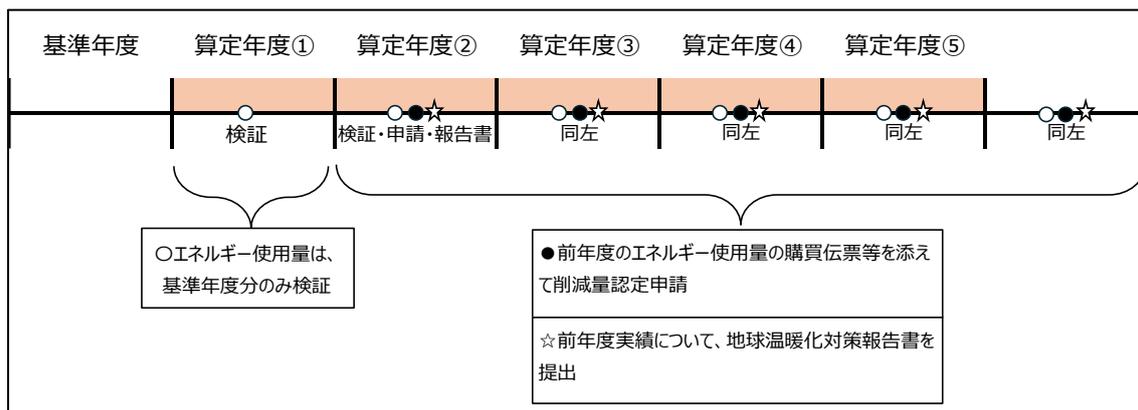


図 2.2 算定年度5年度分（基準年度含む。）の購買伝票等が揃ってから
検証を実施する例のイメージ

イ 毎年度検証を実施する例



※ 基準年度のエネルギー使用量の検証については、算定年度②に合わせて実施することもできる。

図 2.3 毎年度検証を実施する例のイメージ

ウ 算定期間途中で検証を実施する例

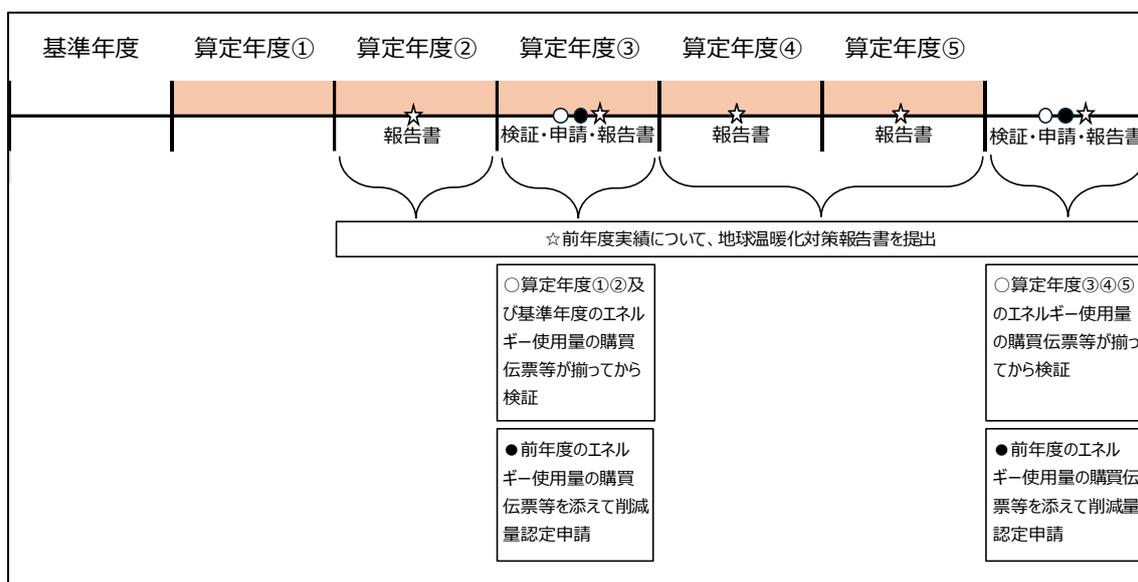


図 2.4 算定期間途中で検証を実施する例のイメージ

4 東京都の認定

(1) 認定の条件

東京都は、都内中小クレジット削減量認定申請書で申請された都内中小クレジットの削減量が次の事項を全て満足しているとき、当該削減量を認定する。

なお、審査の過程で、次の事項の確認のため、申請者や検証機関に対し、ヒアリングや現地検査（条例第152条の2の規定に基づくもの）を行うことがあり、算定書や検証

結果報告書等に修正が必要な場合は、再提出を求めることがある。

ア 中小規模事業所が、一次エネルギー消費量を「2030年度の達成水準」以上に削減していること。ただし、本ガイドラインで規定する中小企業等である場合は、一次エネルギー消費量を基準となる年度よりも削減していること。

イ 一次エネルギー消費量算定書について、検証機関の検証の結果が「適合」であって、その検証の方法が適正であること、又は、検証の結果が「東京都と要協議」であるが、申請者と東京都との協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。

ウ 中小規模事業所について、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出していること（提出は算定する年度の翌年度）。

※ 地球温暖化対策報告書は、毎年度8月末日（地球温暖化対策報告書制度における提出義務のない任意提出事業者は12月15日まで）が提出期限となっているので注意すること。

エ 東京都の修正要求があった場合に対応していること。

第2章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に都内中小クレジットに関する品質管理手続の定めがある場合は不要）

(1) 利害相反の回避の確認

検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結する前に、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1) 利害相反の回避」を参照）。

(2) 検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1) 利害相反の回避」を参照）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、検証機関は、必要に応じて中小規模事業所の事業特性等に応じて、技術専門家を検証業務に帯同させ、検証業務の円滑な遂行に努めるものとする。

(3) 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容、排出活動及び燃料等使用量監視点（排出活動等・燃料等使用量監視点等の特定方法については、「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」第2章を参照。）に関する概要把握のための情報（次の表を参照。）をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等については複写の入手でもよい）。その際、必要に応じて、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等を行うことも考えられる。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

特に、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合は、それらの状況について事前に情報収集しておくことが望ましい。

概要把握のための情報（例）

- ・ 検証先事業所の概要（パンフレットなど）
- ・ 検証先の事業者が作成した一次エネルギー消費量算定書並びに昨年度の一次エネルギー消費量算定書及び検証結果報告書
- ・ 事業所内建物配置図、隣接する敷地内配置図、住宅地図
- ・ テナント一覧、テナント占有スペースを記した図面等
- ・ 事業所内配電図、事業所内空気調和設備系統図、ガス配管図、消防法の危険物貯蔵・取扱施設の届出（東京都火災予防条例の危険物貯蔵・取扱施設の届出）購買伝票等の種類及び数、燃料等購買データの件数等
- ・ 燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメータ等の写真や動画等
- ・ 事業所範囲や建物等を示す写真や動画等

(4) 検証留意事項の評価

検証主任者等は、概要把握に基づき、あらかじめ検証留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、検証計画に反映させなくてはならない。

検証留意事項（例）

- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業を複数の人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業の担当者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ 前年度と比較して大幅な設備変更や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい

検証留意事項（例）

状況となっている。

- ある燃料等使用量について、実測データの記録を自動記録ではなく転記している。
- ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量について、算定体制図どおりにデータが集計報告されていない。
- 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- 昨年度の報告値から大きくかい離している。

(5) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第2部第4章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するに当たり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。ただし、検証業務規程に特定ガス・基準量又は都内中小クレジットに関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ申請事業所に提出する。

第3章 検証の実施

都内中小クレジットにおける検証は、

- ① 検証先の事業所により行われた一次エネルギー消費量の算定が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従っているか。
- ② 算定は集計の結果が適切であるか。

について、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、①の検証については「検証チェックリスト」(B-1号様式)及び「根拠とした図面等資料一覧表」(B-2号様式)が、②の検証については「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)が様式として定められており、検証機関はこれらの様式を用いて検証を行わなければならない。

なお、検証の実施に当たっては、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術 (ICT) を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行うこと。また、エネルギー管理の連動性、近隣の建物等の敷地範囲や燃料監視点などについて、検証対象がないことを図面等根拠資料を用いて確認すること。ただし、書類等の確認のみで全ての検証事項について適合していることが明らかであると検証機関が合理的に説明できる場合についてはこの限りではない。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあつては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあつては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証 (登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。)を事業者に必ず提示すること。

各様式を利用した具体的手順を次に示す。

<参考> ~検証対象がないことの確認方法~

- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できるもの
検証対象が具体的資料に記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できないもの
検証対象がある場合に想定される事象 (例えば当該燃料種がある場合には、当該燃料を供給するための設備がある等)が可能な限り信憑性の高い資料を確認した結果、記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- 一次エネルギー消費量算定書への記載の有無によって検証チェックの必要性が判断できる場合
一次エネルギー消費量算定書への記載がない場合、検証結果は「該当なし」とする。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っているかの検証は、「検証チェックリスト」(B-1号様式)に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」(B-1号様式)に記載される順序に沿うことが想定される。

各「検証チェック項目」に基づく検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」による検証に当たって、特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン第2部各章末の「検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、検証主任者等は「検証チェックリスト」(B-1号様式)の「根拠とした資料」欄には、「根拠とした図面等資料一覧表」(B-2号様式)の「資料No.」を記載する(B-2号様式の記入要領は表2-1のとおりである。)。根拠資料が存在しない場合は「根拠とした資料」を「無」としてよい。

原則として、検証の対象年度における最新の書類等を用いて検証を行わなければならない(書類等の確認を行わずに、現地の目視、写真や動画等を用いた確認、担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。例外として、利害関係のない第三者が作成した最新の資料により確認が可能な場合は認める。)

確認手段等は現地目視又はヒアリングを実施した場合に該当欄をチェックする。

表 2-1 B-2号様式「根拠とした図面等資料一覧表」記入要領

項目	記入要領	記入例
資料No.	<ul style="list-style-type: none"> ・1行につき、1資料を記入する。 ・同一資料No.の資料が複数ある場合は、直後に行を追加し、枝番を割り付ける。 ・使用しなかった「根拠とした図面等資料」の項目は、資料No.ごと非表示とすることができる。 ・資料No.は変更してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料No. 7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の記載例 「資料No. 7 1 (〇〇ビル竣工図書 A-1 周辺配置図)」 「資料No. 7 2 (同上 B-11 階平面図)」 以下、資料No.7 の後ろに番号を追加する。 ・資料No.10 国有財産台帳を使用しなかった場合 資料No.10 を行ごと非表示

項目	記入要領	記入例
根拠に 用いた 資料	<ul style="list-style-type: none"> ・該当資料のみ記載する。使用しない項目は非表示とすることができる。 ・（ ）内には資料名等の情報を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 No. 7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の（ ）内の記載例 「〇〇ビル完成図書（A-1）周辺配置図」（図番は記入しなくてもよい。）
資料発 行元	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受け付けた公的機関名（受付印に記載されている公的機関名、部署名）を記入 ・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行者・製作者名を記入 ・文書の一部（図面等）を使用する場合は、文書の発行者・製作者名が不明の場合は、図面等に記載されている製作事業者・部署名を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の発行者・製作者名が確認できる場合の記載例 「完成図書製作責任者である元請（<input type="checkbox"/>建設㈱等）」 ・文書の発行者・製作者名が不明の場合（図面のみが根拠資料とされている場合）の記載例 「図面製作事業者名（△△設計事務所等）」
資料発 行年月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の許認可にかかる文書を使用する場合は、受領日又は通知日を記入 ・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行年月日を記入 ・文書の一部（図面等）を使用する場合は、文書の発行年月日が不明の場合は、図面等に記載されている製作年月日を記入 ・更新されている図面等を使用する場合は、最終更新日を記入 ・日付まで確認できない場合はわかる範囲で月又は年まで記入（ただし、更新等があった事実を明記すること。） ・不明の場合は不明と記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の発行が「2025年3月」で、文書内の図面の製作年月日が「2024年12月10日」の場合の記載例 「2025年3月」 ・改修工事等による更新があり、更新図面の最終更新日が「2026年2月」と記載されている場合の記載例 「2026年2月」 ・「2025年3月」発行の完成図書の図面の範囲において、改修工事があるものの変更日不明の場合の記載例 「2025年3月以降更新有」
資料確 認年月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検証主任者が事業所から提供を受け、検証を実施した日付を記入 ・閲覧のみ許された場合は、閲覧日を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・受領日不明の場合の記載例 「受領日不明（現地検証日 2025年10月3日）」 ・閲覧した場合の記載例 「閲覧（2025年10月3日）」

項目	記入要領	記入例
備考	・ <u>検証機関が自由にする。</u> (<u>使用した検証チェックリストの項目No.等</u>)	・ <u>特に制限はない。</u>

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」による検証結果を、「第2部 検証の進め方」及び次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。合わせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	<u>一次エネルギー消費量</u> 算定書に記載された情報が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず <u>一次エネルギー消費量</u> 算定書に記載がない、又は記載された情報が、「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、 <u>一次エネルギー消費量</u> 算定書に記載された情報が「都内中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態等が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の詳細について「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記述する（検証先の事業者の対応により最終的に「適合」となった場合には提出する「検証結果の詳細報告書」からは削除する。）。また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者

の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3)の事業者による対応の結果については、確認のうえ、新たな「検証チェックリスト」(B-1号様式)へ記入する(新たな検証チェックリストへの記入は、再検証を行った「検証チェック項目」だけでよい。再検証を行わない「検証チェック項目」は、新たな検証チェックリストに記載しなくてよい。)。また、検証で使用した「検証チェックリスト」(B-1号様式)はバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「検証チェックリスト」(B-1号様式)を検証結果報告書に添付する。

3 一次エネルギー消費量検証実施報告書を用いた検証

結果が適切であるかの検証は、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)を用いて、次の手順で実施しなければならない。

(1) 一次エネルギー消費量算定書記載事項の転記

検証主任者等は、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)の「一次エネルギー消費量算定書の記載」欄に、一次エネルギー消費量算定書における「燃料等使用量」シートの記載内容を転記する。

なお、一次エネルギー消費量算定書の使用量記載欄が空欄となっている場合には、検証先の事業者へ一次エネルギー消費量算定書が空欄となっている理由を確認すること。購買の実績がないことが理由の場合には、検証先の事業者に対し、一次エネルギー消費量算定書の使用量記載欄に「0」を記入するよう修正を求めること。

ただし、一次エネルギー消費量算定書の使用量記載欄が空欄となっている場合において、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したことが理由である場合には、一次エネルギー消費量算定書への修正を求めなくてよい。

(2) 燃料等使用量の把握方法の検証

検証主任者等は、(1)で転記した「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」が実態に則しているかについて検証し、「根拠資料」欄に検証に用いた資料、資料の発行者、確認手段等を記入する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことの判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記載すること。

また、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には、「根拠資料」欄に燃料等使用量監視点が消滅したと判断した理由を記入すること。

確認手段等及び判断とした理由の記入に当たっては、「検証チェックリスト」(B-1号様式)の該当するチェック項目における「検証結果」に記載してもよい。

検証の結果、正しい場合には「適合」、正しくない情報が含まれる場合には「不備あり」、根拠資料が不十分である場合には「不明」と判断する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことについて検証し、判断すること。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「-」を記入する。

(3) 燃料等使用量に係る関連データとの突合

検証主任者等は、(1)で転記した各々の燃料等使用量の数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合し、燃料等使用量の数値と一致する場合には「適合」、一致しない場合には「不備あり」、関連データが不足・欠損している場合には「不明」と判断する。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「-」を記入する。

「乗率」欄の乗率について、その値がガイドラインの基準に照らし、一致する場合等の判断及び判断結果の記入は、燃料等使用量の数値の方法と同じに実施する。

購買実績がなかったことにより、購買伝票等がないと判断した場合には、「検証」欄へ「0^{ゼロ}」を記入すること。

なお、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したと判断した場合には、該当する月の「検証」欄には「-」を記入すること。

また、開栓前又は新設前に該当する月は、「検証」及び「判断結果」欄を空欄としてよい。

(4) 「不備あり」となった事項の修正

検証主任者等は、(2)及び(3)で発見した誤りについて、検証先の事業者に対し、一次エネルギー消費量算定書を修正するよう求める。ただし、修正箇所は、検証で発見した箇所に限定するものとし、他の箇所の修正は行わないこと。

(5) 再検証の実施

燃料等使用量監視点番号の変更、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」の修正結果については、(後日)確認し、新たな「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)へ記入する。また、燃料等使用量の数値について、修正がない場合は、燃料等使用量に係る「算定」、「検証」及び「判断結果」を記入しなくてもよい。

燃料等使用量記載欄の修正結果については、(後日)確認し、新たな「一次エネルギー

一消費量検証実施報告書」(C号様式)へ記入する(新たな一次エネルギー消費量検証実施報告書へ、再検証を行った燃料等使用量に関し、「算定」及び「検証」を1年度分記入すること。ただし、「判断結果」は、再検証した箇所のみ記入でよい。)。また、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」に修正がない場合は、修正がない箇所に記入しなくてもよい。

検証で使用した「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)はバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)を検証結果報告書に添付する。

(6) 「不備あり」「不明」のまま残った場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」のまま残った燃料等使用量については、検証主任者等はその理由を「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記述する。

4 検証機関による質問

検証を進めていくうえで、検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第4章 検証結果のとりまとめと報告

1 検証結果のとりまとめ

検証の結果が次の全てを満たさなければ、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に○を記入してはならない。なお、検証結果を判定するにあたり、「検証チェックリスト」(B-1号様式)、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)の全てのバージョンを網羅的に確認すること。

- ・ 「検証チェックリスト」(B-1号様式)の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量に係る関連データとの突合について、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」欄に○を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が、本ガイドラインに従い、適切な検証が行われているかどうか客観的に評価しなければならない。

そのため、検証機関は、品質管理手続として、当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していること(プロセスレビュー)。
- ・ 検証意見が適切なものであること(「検証結果報告書」、「検証チェックリスト」(B-1号様式)、「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)の記述方法が本ガイドラインに従っていることを含む。)(テクニカルレビュー)。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

3 検証結果報告書等の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を申請者に提出する。なお、提出の日までに必要事項を帳簿に記載し、各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間（7年を過ぎても、クレジット発行可能期間中であり、かつ、削減量認定申請が都に受理されるまではそれまでの期間）保管しなければならない。

- ① 検証結果報告書
- ② 検証結果の詳細報告書（A号様式）
- ③ 検証チェックリスト（B-1号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ④ 「根拠とした図面等資料一覧表」（B-2号様式）
- ⑤ 一次エネルギー消費量検証実施報告書（C号様式）（検証終了時の全てのバージョン）

なお、東京都は、申請者及び検証機関に対して、検証結果報告書、検証結果の詳細報告書及び検証チェックリスト等に記載された内容に関する聴取を行う場合がある。

聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、対策項目の概要が分かる図面・資料・現地写真等、特殊な判断を行った部分についてはその根拠を示す書類など）も上記の各書類に合わせて保存すること。

A号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）その1

検証先の事業所名称	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

A号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）その2

検証先の事業所名称	
検証の対象年度	

2 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(計画作成時に記入)

検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点

3 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(検証実施時に発見した事項)

検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点

4 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A列4番)

B-1号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）表紙

都内中小クレジット検証チェックリスト

検証先の 事業所名称	
検証の 対象年度	年度

更 新 日	
バージョン	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏 名	
登録番号	
所 属	
連絡先	
e-mail	

（日本産業規格A列4番）

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット検証ガイドライン

B-1号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）チェックリスト

検証先の事業所名称		検証対象年度	検証機関名						登録番号		
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	検証結果								
			根拠とした資料 資料の有無と資料番号	現地目視	ヒアリング	判断内容			検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応	備考
適合	不備あり	不明	該当なし								
1	1	<事業所情報の確認> 当該年度の地球温暖化対策報告書は報告されているか。	□有 () □無	/	□						
2	1	<事業所情報の確認> 事業所の名称、所在地は正しく報告されているか。	□有 () □無	/	□						
3	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象となる事業所等は「建物等」か「テナント等の使用又は管理する範囲」か、ガイドラインに従い正しく識別されているか。	□有 () □無	□	□						
4	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象事業所等が「建物等」の場合、「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。	□有 () □無	□	□						
5	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象事業所等が「建物等」の場合、エネルギー管理の連動性はガイドラインに従い正しく把握されているか。	□有 () □無	□	□						
6	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象事業所等が「建物等」の場合、エネルギー管理の連動性まで一つの事業所とした建物等について、隣接の建物等を識別するために、敷地境界を適切に識別しているか。（工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法における届出等がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告よりも優先させる。）	□有 () □無	□	□						
7	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象事業所等が「建物等」の場合、隣接の建物等（建物同士、施設同士並びに建物及び施設）はガイドラインに従い正しく識別されているか。 ※判断理由等に事業所の所有者又は主たる使用者を記入すること。	□有 () □無	□	□						
8	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 対象事業所等が「テナント等の使用又は管理する範囲」の場合、事業所範囲はガイドラインに従い正しく識別されているか。	□有 () □無	□	□						

(日本産業規格 A 列 4 番)

B-1号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）チェックリスト

9	2(1)(2)	<p><事業所範囲の特定> 住宅用途の建物等を（根拠資料に基づき）適切に把握しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
10	2(1)(2)	<p><事業所範囲の特定> 「建物の延べ面積」においては（根拠資料に基づき）正しく報告されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
11	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 住宅用途の建物等が存在する場合、これらの供給に係る燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
12	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点（外部への供給用設備へのエネルギー供給量に関する監視点、外部への供給用設備から製造されるエネルギーの総量に関する監視点、外部への供給量に関する監視点）は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
13	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 事業所外で使用される移動体へ供給している事業所内の燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
14	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 電気事業者等からの受電点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
15	2(2)(5)	<p><再生可能エネルギーの利用> 再生可能エネルギーを変換して得た電気及び熱の有無について、適切に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
16	(5)	<p><温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法> No.15において、再生可能エネルギーを変換して得た電気及び熱の自家消費分がある場合、そのエネルギー消費量を（根拠資料に基づき）適切に算定し除いているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
17	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 都市ガス供給点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
18	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> LPGの燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
19	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 液体・固体燃料の燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														

（日本産業規格 A 列 4 番）

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット検証ガイドライン

B-1号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）チェックリスト

20	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> その他の燃料の燃料等使用量監視点は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
21	(4)	<p><燃料等使用量の把握> 実測によって燃料等使用量を把握している場合、特定計量器を使用しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
22	2(2)(3)	<p><排出活動・燃料等使用量監視点の特定> 熱供給事業者等からの熱の受入施設は網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
23	2(2)(3)	<p><燃料等使用量監視点の特定> 工事による燃料等の使用量を除外している場合、工事への供給ポイントは網羅的に把握されているか。</p>	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
24	(4)	<p><燃料等使用量の把握> (算定対象から除く排出活動を含め) 把握した燃料等使用量監視点に対応して、燃料等使用量が購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握されているか。その際、購買伝票等による把握を優先しているか。</p>	⇒一次エネルギー消費量検証実施報告書に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）										
25	(4)	<p><燃料等使用量の把握> 購買伝票等や実測の記録は年間を通じて漏れはないか。</p>	⇒一次エネルギー消費量検証実施報告書に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）										
26	(4)	<p><燃料等使用量の把握> 非常用発電機等燃料タンクの燃料購入量、燃料種については、購買伝票等の第三者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握されているか。把握するに当たっては非常用発電機の運転月報（自主定期点検記録簿）等の燃料残量等に関する記録を確認しているか。</p>	⇒一次エネルギー消費量検証実施報告書に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）										
27	(4)	<p><一次エネルギー消費量の算定> その他の（デフォルト値のない）燃料の使用がある場合、燃料の熱量が（根拠資料に基づき）正しく把握されているか。</p>	⇒一次エネルギー消費量検証実施報告書に検証結果を記入（必要に応じて、根拠資料や補足説明を添付すること。）										

（日本産業規格 A 列 4 番）

B-2号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）

根拠とした図面等資料一覧表					
検証先の事業所名称		検証の対象年度	登録番号	検証機関名	
資料No.	根拠に用いた資料(資料名等を記入のこと)	資料発行元	資料発行年月日	資料確認年月日	備考
1	地球温暖化対策報告書	東京都環境局			
2	工事の実施場所、実施期間を示す記録 ()				
3	工事に係る取引または証明に使用可能な計量器による実測の記録 ()				
4	建築基準法の確認申請、計画通知、確認済証、検査済証 ()				
5	建築基準法の定期調査報告 ()				
6	建築基準法に基づく配置図・平面図 ()				
7	事業者あるいは第三者作成の建物等の配置図・平面図 ()				
8	建設リサイクル法の届出書				
9	国有財産台帳 ()				
10	建物等の登記事項証明書（登記簿謄本）				
11	固定資産の名寄帳				
12	工場立地法、水道法、下水道法、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許認可申請または届出 ()				
13	テナント契約書 ()				
14	最新の住宅地図				

（日本産業規格 A 列 4 番）

B-2号様式（都内中小クレジット検証ガイドライン）

15	建物等の配電図 ()				
16	自家発電設備など外部供給設備を示す資料 ()				
17	熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所の位置を示す図面 ()				
18	都市ガス配管図 ()				
19	都市ガス事業者との契約約款（契約書）				
20	LPG供給設備図 ()				
21	液化石油ガス設備工事届				
22	高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出 ()				
23	消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出 ()				
24	東京都火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出 ()				
25	空調設備系統図等 ()				
26	住宅用途に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
27	熱供給事業用施設等に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
28	移動体に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
29	データ採取、集計、報告等に関する社内ルール、マニュアル類				
30	データ採取、集計、報告の記録				
31	実測の記録【監視点番号： 】 ()				
32	熱量の根拠資料 ()				
他	その他 ()				

（日本産業規格A列4番）

総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット検証ガイドライン

C号様式 (都内中小クレジット検証ガイドライン)

検証先の事業所名称		検証の 対象年度	一次エネルギー消費量検証実施報告書															検証実施日	バージョン

燃料等 使用量 監視 地点		燃料等の種類	把握方法	計量器の種類	検定等の有 無	都市ガス メータ種	単位	使用量 (~)												乗率	
								月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
								算定													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													
	算定報告書の記載							算定													
	根拠資料							検証													
	判断結果							判断結果													

備考 算定データ記入ラインの数に合わせ欄を追加して記入する。
判断結果の欄には、「適合」は○、「不備あり」は×、「不明」は/を記入する。

(日本産業規格 A 列 4 番)